

委託業務特記仕様書（令和元年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

特記仕様書

1 業務概要と目的

本業務は、平成26年8月洪水の浸水被害(外水及び内水)の状況を踏まえ、宍喰川水系宍喰川において、浸水対策事業を実施した場合の浸水被害軽減効果を概略的に検討するものである。

2 業務内容

2.1 計画準備

本業務の実施にあたり、業務の目的・主旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、業務遂行にあたっての技術的方針及びスケジュールを検討し、業務計画を立案・作成する。

2.2 資料収集・整理

河川に関する文献、既往の洪水資料、河川計画、河道断面、排水機場の諸元等、浸水対策事業の検討に必要な資料を収集・整理し、その内容を把握する。

2.3 浸水対策事業効果の検討

2.3.1 浸水対策事業の整備メニュー抽出

宍喰川流域の浸水被害(外水及び内水)軽減を目標に、浸水対策事業として考えられる整備メニューを抽出する。

2.3.2 整備メニューの効果検証

「2.3.1 浸水対策事業の整備メニュー抽出」において、抽出した整備メニューを実施した場合の浸水被害軽減効果を検証(浸水範囲・浸水戸数)する。浸水被害軽減効果の検証は、水理解析(平面2次元氾濫計算)により行う。既往の浸水被害との比較からモデルの妥当性を検証する。

2.3.3 検証結果のとりまとめ

抽出した整備メニューの浸水被害軽減効果の検証結果をとりまとめる。また、浸水被害軽減効果・経済性(概算事業費)・実現可能性等を勘案し、抽出した整備メニューの中で推奨される案を検討する。

2.4 報告書作成

業務の目的を踏まえ、各段階で作成された成果を基に業務の方法、過程、結論についてわかりやすく報告書にとりまとめる。

成果品の提出は、下記の通りとする。

- ・報告書(紙媒体：A4チューブファイル綴じ) 1部
- ・電子成果品(電子媒体) 2部(正副各1部)

2.5 打合せ協議

打合せは原則として次の時点で実施する。ただし、その他にも電話連絡、電子メール等により発注者の意図が十分反映できるように配慮する。

- ①業務着手時 1回 ②業務中間時 1回 ③成果納入時 1回